

日本共産党
若木早苗

文書質問書

立川市議会文書質問取扱要領第4条の規定に基づき、次のとおり文書質問による質問を提出いたします。

1、質問項目及び内容

1. 高齢者が安心して暮らせるために
 - ①全世代型社会保障について
 - ②介護人材と介護サービスの確保について
 - ③住まいの確保について
2. PFOS・PFOA・有機フッ素化合物の地下水汚染について
 - ①水道水、井戸、地下水への影響について
 - ②調査と対策について
 - ③原因究明について
3. 子どもたちが安心して通える学校の体制について
 - ①変形労働時間制について
 - ②教職員等の確保について
 - ③給食の牛乳パックについて

2、質問の趣旨及び理由

第1に、高齢者が安心して暮らせるために伺います。

高齢になると、免疫機能の低下、疾病の発生、身体機能や認知機能の低下などが起こります。そうした際も、健康で文化的な生活が送れるように、社会保障の充実や、介護の体制をしっかりと整えてゆく。そうした国や自治体の役割は、さらには介護離職をなくしていくためにも、重要な役割だと考えます。

しかし、安倍政権は全世代型社会保障といって、医療や介護を高齢者から遠ざける改悪を進めようとしています。「75歳以上の方の医療窓口負担を2割に引き上げる」「介護施設に入所する月収10万円～12万9千円の方の食費負担を月2万円引き上げる」「年金ではマクロ経済スライドによって、現在37歳から38歳の方が年金を受け取り始める時まで給付

削減を続け、基礎年金は現行より約3割、7兆円も削る」などが狙われており、これでは高齢者の暮らしが追い込まれ、深刻な受診抑制や介護施設への入所断念を引き起こし、現役世代への負担増による介護離職に拍車をかけることとなります。

●市長はこのような改悪案について、どのような見解をお持ちでしょうか？

これまで私は介護人材の確保は喫緊の課題だと繰り返し質問をしてきました。来年度の予算案には「初任者研修資格補助」が計上され、市として具体的な人材確保策に踏み出していただいた事は嬉しいのですが、処遇改善がされても、現場の声は深刻になる一方で、さらなる対策が必要だと考えます。さらに、西砂町、一番町、上砂町の地域では「ヘルパーさんがいないので、要支援の方には民間サービスを勧めなくてはならない」「ここは介護の過疎地だから、引っ越しをする」等、深刻な状況がみられます。介護保険サービス事業所等一覧をみても、北部西地域は訪問介護事業所が少なく、西砂町においては居宅介護支援が1件、訪問介護事業所はありません。地域によってサービスを受けられないなどの差が出ないよう対策が必要だと考えます。

●介護人材やサービスの確保についてはさらなる対策が必要ですが、どのようにお考えでしょうか？

●介護サービス確保について、地域で差がでているのではないのでしょうか？見解を求めます。

高齢者の多くの皆さんは最後まで住み慣れた家で暮らしたいと願っています。しかし、「介護が必要になった時にはそうはいかないだろう」と不安を感じている方は少なくありません。また、「家賃やローンを払えず、引っ越さなければならない」という高齢者の相談が相次いでいます。

●地域包括ケアシステムには、高齢者と住まいを中心として、医療、介護、地域の連携体制が描かれおり、高齢者が安心できる住まいに住める事は大前提となると考えますが、どのようにお考えでしょうか？

●住まいの問題は、住宅マスタープラン等で取り組みをすすめてきましたが、市内の高齢者が抱える住宅問題の課題等についてお示してください。

①全世代型社会保障について

●高齢者と家族が追い込まれます。改悪によって、孤独死や虐待、介護離職が増えることがあってはならないと考えます。介護離職は減っているのでしょうか？

●昨年第1回定例会では、75歳以上の窓口負担は2017年平均で月5000円、2割になると1万円ということでした。窓口で月一万円払うとなると、高齢者は病院に行かなくなってしまい、命にかかわると考えます。やめるように言うべきですがいかがでしょうか？

②介護人材と介護サービス確保について

●住んでいる地域によって介護保険サービスが使えないなどの差があってはならないと考

えますがいかがでしょうか？

●西砂町などの地域で介護人材が確保できない状況についてどのような見解をお持ちでしょうか？

●高齢者福祉計画のサービス事業所の設置状況をみると、

南部西地区（富士見町・柴崎町）では要支援、要介護認定者は1273人、訪問介護事業所は14事業所。南部東（錦町・羽衣町）では認定者1015人、訪問介護事業所11事業所ですが、北部西（西砂町・一番町・上砂町）では認定者1078人、訪問介護事業所は4事業所となっています。砂川地域は他地域に比べると少なく、緑町、高松町から南の地域でみると、3033人の認定者に対して、31事業所ですが、北側の砂川地域は3344人の認定者に対して、17件事業所と、認定者は多いのに半分ちかくなっています。

また、北部西地域の居宅支援や介護事業所に聞くと、どこも高齢化が深刻で、人材不足が聴かれます。「資格があっても、もう身体介護はできないから、新規の障害者は断っている」とか「ヘルパーさんがいない時は家族で何とか見ている」「無理してやっている」さらに「コロナウィルスの問題で、穴が開きそうだ」とひっ迫しています。介護保険導入後、介護の社会化といって進めてきたけれど、赤字になれば撤退せざるを得ない、参入はしないという事が地域で表れてきていると考えます。「資格取得補助を行っても、強い事業所に人材を取られてしまうのではないか？」という声も聴かれます。

事業所が少ない地域でサービスを確保してゆくために、特例で予算を付けて、事業所展開に補助を出すなどしてほしいがいかがでしょうか？

●こうした困難地域は包括も大変な思いをしています。「包括でも欠員があるが、なり手がおらず、自分もいつまで続けられるか」という声まで聴かれます。人数を増やして対応できるようにしていただきたいがいかがでしょうか？

●人材確保策を次期計画に盛り込んでいただきたいが、いかがでしょうか？

●人材確保策に特化した話し合いや、情報交換の場を設けてはいかがでしょうか？

●若手職員がやめてしまう大変な状況があります。しかし、ある職員は地域で「オムツについて」の講師を頼まれ、「いつもは自分の知識や技術を何とも思っていなかったけど、地域の方や家族に大変喜ばれて驚いた」と嬉しそうに話されました。私はそこに希望を感じます。ぜひ、介護のイメージアップ。改めてやりがいを感じられるような機会を設けていただきたい。若い世代の介護職員からは本当に大変だけど、介護の良さを知ってもらいたい、イメージアップしたいという声が聴かれます。そうした思いを生かして「介護フェス」などに取り組めないでしょうか？

●若手介護職の研修、交流。住宅家賃補助、モデル給料の表示など、各地で対策がされていますが、次期計画に具体的な対策を盛りこめないでしょうか？

③住まいの確保について

●低所得の高齢者が、安心して暮らせる住まいが必要だと考えますが、市はどのような住ま

いや支援が求められているとお考えでしょうか？

●居住支援協議会を設けて、考えてゆくべきだと考えますがいかがでしょうか？

●国と自治体で家賃補助などを行う、地域優良賃貸住宅の拡充は考えられないでしょうか？

●特養ホームやケアハウスなど低廉な費用で介護が受けられる施設が必要ですが、そうした施設についてはどのようにお考えでしょうか？

●特養ホームはまだ待機者、待っている方がいらっしゃいます。これまで他議員からも質問がされていますが、8施設が黒字で2施設が赤字。人件費の高騰や設備関連の改修工事などの支出がふえたためだということでした。2015年に国は施設が改修等に備えている内部留保を指摘して、報酬の大幅削減を行いました。その影響で赤字になっている状況があります。強く、報酬を引き上げるようにいうべきです。いかがでしょうか？

●高齢者の暮らし追い込まれ、家族の負担が増える中で、虐待、貧困、社会的孤立など「処遇困難」の救済が大切になってきます。本来、老人福祉法に基づく自治体の仕事ですが導入後、介護保険任せにされてきました。市の福祉職を増やして、自治体も直接救済するなど、役割を果たしていただきたいが見解をお願いします。

第2に、PFOS・PFOA・有機フッ素化合物の地下水汚染について伺います。

昨年1月に東京都の調査で、立川市の井戸からPFOS・PFOAが1リットルあたり1340ナノグラムという高濃度で検出されました。有機フッ素化合物、PFOS・PFOAは、自然界には存在しない物質で、環境中に非常に安定的に存在し、熱や力を加えても、壊れたり変化しない強い物質で、屋根瓦や、テフロン加工、エッジング、航空機などの大規模火災に対する泡消火剤などに使われてきました。しかし、自然界ではほぼ分解されず、体に入れば変化せずに残り続けます。発がん性や血中コレステロール値の上昇、低体重出生などとの関連が指摘されています。

2009年に国連のストックホルム条約会議で製造・使用が原則禁止され、国内においてはPFOSについて、2010年4月以降は特定の用途を除き製造・輸入・使用等が禁止されましたが、その後の基準や対策が遅れていました。

近年、アメリカでは汚染が大問題となり、2016年、のみ水の勧告値を両物質合わせて1リットルあたり70ナノグラムに設定し、州によっては10から20ナノグラムに設定をするなど、厳しくなっています。

こうした中で、立川市の井戸から高濃度が検出されたと報じられ、1月16日、汚染対策について10人の市議が申し入れを行いました。わが党の代表質問に対し、「国の基準が定められていない」とお答えでしたが、市として市民が安心、安全に生活できるよう調査や対策を考えるべきです。

●水道水、井戸、地下水の汚染状況をどのように把握しているのでしょうか？

●PFOS・PFOAの人体への影響や有害性についてはどのような見解をお持ちでしょ

うか？

●検出された事を受けて、市はどのような対応、対策を考えているでしょうか

①水道水、井戸、地下水への影響について ②調査と対策について

●代表質問では国の基準がないとお答えでしたが、東京都は、昨年5月以降の臨時調査後、米勧告値の半分35ナノグラムを超えないよう管理する方針を独自に定め、国分寺市、府中市、国立市の浄水所の水源井戸の一部からくみ上げを中止しました。有害で、人体に影響があるから、対策をしているのだと考えます。何より、国連で製造・使用が原則禁止されている物質が井戸から高濃度で出た事に市としても危機感をもって対策すべきですが、いかがでしょうか？

●東京都で行った調査は朝日新聞の報道をみると3つあります。

「横田基地周辺4か所のモニタリング井戸の調査」「2010年から4年間、都の環境科学研究所が研究目的で事業用井戸を調査」「浄水所の水質検査」です。

これらを整理すると、2010年にモニタリング井戸で1130ng、環境科学研究所の事業用井戸の調査で272ng。その後の継続調査で2015年は569～2018年の284ngで推移。そして昨年1340ng検出と高濃度で検出されています。市で把握し、適切な対策を取るべきです。東京都に開示請求をかけるなどして、把握すべきですがいかがでしょうか？

●民間井戸を含め、井戸は市内にどのくらいあるでしょうか？

●2月24日にPFOS・PFOAの汚染を知る学習会が行われました。主催した横田基地周辺の水汚染を知る学習会実行委員の方から、後日、東京都に情報開示請求をかけて入手したという資料データを送っていただきました。そこには立川市で飲用に値する井戸として使われる井戸で2018年12月に両合計で1リットルあたり860ナノグラム、208ナノグラムと記されています。井戸は多岐にわたって使われており、市民からは口に入る可能性を懸念する声が聴かれています。井戸水を飲み水に使っている可能性があるが、所有者につたえるなどの対策はされたでしょうか？

●市民が飲まないように、口に入らないように、周知など対策すべきではないでしょうか？

●東京都と協力して、民間井戸を含めた井戸について、調査すべきではないでしょうか？

●小泉昭夫京都大学名誉教授は、この問題について2003年から研究し、20の河川を調べたところ、多摩川で440ngと一番高かったということです。大阪府でのダイキン工業周辺での汚染問題や、沖縄県での米軍基地周辺の汚染問題では、住民の血中のPFOS・PFOAの濃度の調査をした際に血中濃度の上昇がみられたということです。さらに低体重出生率について、沖縄県の調査と合わせて関連を指摘しています。

多摩川や玉川上水などについても調べる必要がありますが、いかがでしょうか？

●立川市でも、血液検査などで、人体への影響を調べる必要があると考えます。低体重出生やがんの発生データをあつめて、検証すべきと考えます。国や東京都に求め、協力しておこなうべきと考えますがいかがでしょうか？

●防災井戸は、いざというときにどうするのでしょうか。対策すべきではないでしょうか？

③原因究明について

●国内において2010年4月以降は特定の用途を除き製造・輸入・使用等が禁止されました。特定化合物に指定されているから、減っていくはずなのに、高濃度で検出されました。米軍横田基地では2016年にはこれを含む泡消火剤を使っていないと言っていますが、それまでは使用し、しかも3000Lが漏出したという事です。

横田基地から漏出した可能性は極めて大きいと考えますがいかがでしょうか？

●基地内の飲み水や下水データなどは掴んでいるのでしょうか？

●立ち入り調査ができない。詳しいデータもらえない。こうした事を日米地位協定が阻んでいます。この点ではどのようにお考えでしょうか？

●米軍横田基地へは東京都と5市1町で総合要請を繰り返していますが、改善がされません。回答を書面で求めているだけなのですがいかがでしょうか？

第3に、子ども達が安心して通える学校の体制について伺います

私は教職員の多忙、長時間労働の解消を求めて繰り返し質問をしてきましたが、最近では地域の方や保護者の方から「先生がとても忙しそうで、子どもと目を合わせる余裕もない。子どもたちと向き合えるようにしてほしい」等の声を聴く事が多くなりました。こうした中で、これ以上の長時間労働を認める「1年単位の変形時間労働制」導入を可能とする法律が昨年12月に成立し、また、法改定により、教員の時間外在校時間を「1か月45時間以内、1年で360時間以内」にするという指針が告示されました。教職員の抜本増なしに、達成できるのか疑問です。問題なのは、この上さらに、新学習指導要領で、新たに「外国語」や「プログラミング教育」等が加わり、時数も増えると言う事です。立川市においてはさらに、オリンピック・パラリンピック観戦などがあり大変な年度となります。そもそも、少ない教職員の抜本増を行うべきですが、配置がないままに投げかける事は、行政のモラルハザードと言わざるを得ません。教職員が一人ひとりの児童生徒と向き合える学校の体制となるよう質問をします。

●新学習指導要領で増えるものは何が何時間増えるのでしょうか？

●変形労働時間制については、昨年第4回定例会で「東京都教育委員会が条例等で決定する」「動向を注視する」とお答えでしたが、国会では昨年11月13日、萩生田文部科学大臣が「変形労働時間制については各自治体の判断で採用しないということもあり得る」「各学校の意向を踏まえずに都道府県が一律に条例で強制しても何の意味もない」と答弁しており、制度は選択制です。市としての見解はどのような見解でしょうか？

①変形労働時間制について

●教職員に意見は聞いていただけたのでしょうか？

②教職員等の確保について

- 英語について時数が増える分の教員の加配はあるのでしょうか？
- ALTについても、打ち合わせの時間等が必要になってきます。また、ALTがついても、授業に教員は出なくてはならないと聞いています。教職員は東京都マターですが、授業数に応じた加配を求めるべきですがいかがでしょうか？
- 都がやらなければ、市で確保するしかないと考えますがいかがでしょうか？
- 文科省の働き方改革の業務削減についてのたたき台では、教職員や現場の声として、職員定数の改善等が示され、学校向け調査や、自治体独自の学力調査などについても、思い切った削減や廃止の実施が挙げられています。行政研修、学力テスト、行政でお願いしている書類作成など見直すべきだがどのようにお考えでしょうか？

③給食の牛乳パックについて

- 給食の牛乳パックについて、4月から、牛乳供給事業者の回収から、学校処理に代わるといことです。昨年の文教委員会の報告では「教育長会を通じて回収処理の継続を要望してきた」といことですが、方向は変わらず。環境教育の実践にもなると4月から実施するといことでした。牛乳供給事業者の回収を継続するように要望してきた理由は何でしょうか？
- 給食を食べる時間は20分から25分と少なく、減らすべきではないがどうでしょうか？
- アレルギーのある児童がいる学校についてはさらに困難を抱えます。対策をどのように考えているのでしょうか？
- 人材をつけて、給食に影響がないように、アレルギーのある児童に影響がないように、多忙な教職員にさらなる負担とならないように、対応できるようにしてはいかがでしょうか？

3、回答を求める者

立川市長、副市長、教育長、部長

文書質問回答書 若木 早苗議員

1. 高齢者が安心して暮らせるために

①全世代型社会保障について

全世代型社会保障検討会議の中間報告では、人生 100 年時代の到来を踏まえて、年金、医療、介護だけでなく働き方を含めた改革を行い、令和の未来をしっかりと見据えた、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築していくと報告されております。本年、夏の最終報告に向けて検討を深めていくとのことですので今後の動向を注視してまいります。

②介護人材と介護サービスの確保について

介護人材の確保につきましては、介護職員初任者研修補助制度を令和 2 年度当初予算に計上したことで、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

介護サービスの確保については、「被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその方の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう」地域包括ケアシステムの構築を着実に推進する必要がある、今後も圏域を考慮しながら看護小規模多機能型居宅介護の整備が必要であると考えておりますが、本市には、訪問介護事業所が約 50 事業所あることや特別養護老人ホームの整備率が平成 30 年度末時点で多摩 26 市の中で第 7 位であることなどから、一定の確保ができているものと考えております。

また、介護保険制度の被保険者は、介護保険サービスを等しく享受できる権利を有しており、市内の事業所では、市内だけでなく隣接市においても事業展開していることが多く、本市において地域差はないものと理解しております。

人材の確保・育成事業の支援につきましては、第 7 期介護保険事業計画においては、第 4 章「高齢者施策の展開」において触れているところでございますが、次期事業計画においても重要な施策として盛り込んでまいりたいと考えており、人材確保に特化した話し合いについては、介護保険運営協議会の中で検討してまいります。また、訪問介護事業者連絡会、通所サービス事業者連絡会、介護支援専門員連絡会においては、社会福祉協議会に事業委託し、研修や事業者連絡会を開催することで、情報交換の場を設けております。

なお、「介護フェス」については、現時点では、開催を考えておりません。

介護職の給与等に関する処遇改善については、毎年全国市長会を通して国に要望しているところでございますが、引き続き、国に要望してまいります。

③住まいの確保について

地域包括ケアシステムの中での住まいの考え方でございますが、生活の基盤として必要な「住まい」があり、そこで高齢者本人の希望にかなった「住まい方」ができるということが、「安心できる住まいに住める」ということを意味しており、地域包括ケアシステムを構築するうえで前提になると考えます。

市内の高齢者が抱える住宅問題の課題は様々で、現在住む場所はあるが、「階段が下りられなくなった」、「持ち家を管理できなくなった」、「身体状況に間取りが合わない」等の理由で転居したいが、「物件が見つけられない」、「引っ越し費用がない」、「貸ししぶりがある」、「保証人がいないため新たなアパートが借りられない」等、安心して住み続けることが困難となる、個々の課題があると認識しております。

所得の低い高齢者が安心して暮らせる住まいにつきましては、まず、所得に応じて家賃が決定される市営住宅や都営住宅といった公営住宅への入居が考えられます。次に民間賃貸住宅を借りる際に借りやすくする支援が考えられます。

居住支援協議会につきましては、本年度は、市関連部署と外部関連機関との合同勉強会を昨年5月と10月に開催し情報交換を行ったほか、都や先進市の居住支援セミナーに参加するなど、研究を進めているところです。今後につきましては、第4次住宅マスタープラン策定を進める中で検討し、その中で本市に合った方向性を定めていきたいと考えております。

地域優良賃貸住宅につきましては、建設や改修に国と地方自治体が補助を行い、さらに家賃についても月4万円を上限に国と地方自治体で補助することができる住宅であると認識しています。現在、本市での導入は考えておりませんが、今後他市の導入状況など注視していきたいと考えています。

特別養護老人ホーム等の施設や、ケアハウスを含めた住宅の確保については、令和3年度からの立川市高齢福祉介護計画の策定に向けて、来年度地域の状況等を把握、精査するとともに検討してまいりたいと考えております。高齢者福祉介護計画と住宅マスタープランとの関連付けについては、高齢福祉課と住宅課で連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

また、子育て、介護、障害、貧困など、相談者本人のみならずその属する世帯全体の複雑化・複合化したニーズをとらえ的確に対応するため、社会福祉士等の資格を有する「相談支援包括化推進員」の新たな配置を予定し、必要な支援につながるよう取り組んでまいります。

2. PFOS・PFOA・有機フッ素化合物の地下水汚染について

①水道水、井戸、地下水への影響について

有機フッ素化合物に関する報道の内容については承知していますが、それ以上に詳細な情報は把握しておりません。

有機フッ素化合物・PFOS・PFOAについては、現在、国において水環境中の目標値について検討していると聞いております。市としましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

②調査と対策について

市内にある井戸につきましては、都の条例に基づき、一定の条件以上のものについては、市に揚水量の報告が必要になっており、現在、市内約150箇所の井戸について報告を受けております。市ではこのうち19か所について、地下水環境基準が設定されている5つの物質に関する水質調査を実施しておりますが、PFOS・PFOAについては調査項目には含んでいません。

市では、実際に飲用としている井戸についての情報は把握してございませんが、井戸水を飲用とする場合は、東京都の要綱に基づき、保健所の指導を受けることになるものと認識しております。また、有機フッ素化合物・PFOS・PFOAについては、環境基準や目標値がないため、現時点で安全性に関する評価は難しく、対策を検討することも非常に難し

いと考えております。

現在、東京都で行っている調査の継続及び情報の提供等必要な措置は、機会をとらえて東京都に要請してまいります。

防災井戸につきましては、年1回の水質検査を行っておりますが、有機フッ素化合物・PFOS・PFOAの調査は行っておりません。地域防災計画では飲用可となっておりますが、地震発生時には、水質が変化する可能性があることから、東京都と同様に水質検査により安全が確認されるまで、トイレなどの生活用水として使用する運用とさせていただきます。なお、地域防災計画の改定時に記載の変更を行って参ります。

③原因究明について

PFOS・PFOAにつきましては、泡消火剤のほか、自動車部品や半導体の製造過程、焦げ付き防止用調理器具、布地コーティング、食品包装などの多くの市販製品で使われてきております。また、地下水脈は複雑なため、今回の報道をもとに横田基地から汚染物質が漏出していると判断することは難しいと考えています。市といたしましては、引き続き東京都及び基地周辺5市1町と連携して、国・米軍に情報提供を求めてまいります。

横田基地内の飲料水は、井戸の地下水源から処理施設を経て貯蔵タンクに汲み上げられていると聞いております。

横田基地内の下水につきましては、福生市及び武蔵村山市の下水道管を通じて、東京都の多摩川上流水再生センターで処理されていると聞いております。

基地への立入調査については、有機フッ素化合物に関する国やWHOの基準が定められていないことから、現時点では、立入は困難であると考えております。

3. 子どもたちが安心して通える学校の体制について

①変形労働時間制について

令和2年度に全面実施となる小学校 新学習指導要領では、道徳科と小学校3・4年生の外国語活動、小学校5・6年生の外国語が新設されました。年間の授業時間数については道徳科による増はありませんが、小学校3・4年生の外国語活動が各学年35時間、小学校5・6年生の外国語の授業が各学年35時間の増加となります。本市では段階的に外国語活動及び外国語の授業時間を増やしており、令和2年度は、本年度と比べると3・4年生では、各学年15時間、5・6年生では各学年20時間増えることとなります。なお、変形労働時間制については、東京都教育委員会が所管しておりますので、その動向を注視して、対応を図ってまいります。

本市は法令を遵守する立場から、条例に従った対応を行います。

②教職員等の確保について

教員数については、東京都公立小学校教職員定数配当方針に基づき、学級編成基準に基づく学級数を基礎として、東京都教育委員会が決定いたします。現在は、外国語活動・外国語における教員の加配はございませんが、教員の負担軽減としては、教育長会を通して東京都教育委員会に、小・中学校教員の持ち時数上限の引き下げについて要望しております。ALTの配置につきましては、本年度に比べ各学年年間5時間増やし、3・4年生では、各学年年間25時間、5・6年生では各学年年間50時間を配置する予定です。

ALT が配置されない授業時間においては、学級担任等が授業を行うこととなります。

ALT につきましては、英語発音や国際理解教育の向上を目的に補助的に配置しているため、全ての授業に必須であると考えておりませんので、ALT 以外の特別の指導員を教育委員会で確保する予定はございません。

また、国や都からの調査については、学校に負担をかけない努力をしており、今後は統合型校務支援システムの導入における事務の効率化や共同事務室との事務分担の見直しにより、教員の校務負担軽減を図ってまいります。

③給食の牛乳パックについて

牛乳アレルギーの児童がいること、また、児童・生徒が牛乳パックを洗う時間が新たに必要となること等から、都市教育長会として業者によるパック回収事業の継続を東京都に対し要望しました。

児童・生徒が牛乳パックを洗う時間は、多少必要となりますが、対応できると考えております。

学校における牛乳パックのリサイクルについては、東京都を除き全国的に行われており、このためだけに人員を配置している地域は無いと認識しております。本市においても、リサイクル実施のために新たに人員を配置することは考えておりません。

また、牛乳アレルギーのある児童・生徒への対応については、現在、学校と教育委員会が連携して児童・生徒の安全を最優先した対応方法を検討しており、本年3月中には決定する予定です。

今回の対応は、東京都の事業者が全国標準に合わせた対応をとるという方針を示したため実施するものです。なお、牛乳パックのリサイクルは家庭においても日常的に行っているものであり、学校においては、環境教育の一環として児童・生徒が取り組むべきものと考えております。